

第9-11表 社会保障負担料率（2013年）

Table 9-11: Employer-employee social security rates, 2013

(%)

		年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others		
日本	JPN	17.120 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.55 ³⁾	1.35 ⁴⁾	なし		
	労 / employee	労使折半			0.50			
	使 / employer				0.85			
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		3.22 ⁷⁾	なし		
	労 / employee	6.2	1.45		使) 全額負担			
	使 / employer	6.2	1.45		3.22 ⁷⁾			
イギリス	GBR	25.8	税財源の ため なし		国民保険制 度に統合	なし		
	労 / employee	12.0 ⁸⁾						
	使 / employer	13.8						
ドイツ	DEU	18.9	15.5 ⁹⁾	2.05	3.0	なし		
	労 / employee	労使折半		8.2	労使折半			
	使 / employer			7.3				
フランス (民間部門の場合)	FRA	老齢保険 16.65		主に 税財源	6.40	家族 手当 ¹³⁾	住宅支援基 金への拠出	
	労 / employee	6.75 ¹⁰⁾	0.1 ¹¹⁾		0.75 ¹²⁾	2.40 ¹²⁾		
	使 / employer	8.40 ¹⁰⁾	1.6 ¹¹⁾		13.10 ¹²⁾	4.00 ¹²⁾	5.4	0.1

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:歳入関税庁ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済 Vol.31 No.1」

フランス:国立統計経済研究所(INSEE), 雇用局, 社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブサイト

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2013年9月分から適用)。2017年まで年1回改定。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(9.85~10.16)。この料率は2012年3月分から適用。(2013年度は据置き)
 3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2012年3月分から適用。(2013年度は据置き)
 4) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。
 5) 2013年から。Affordable Care Act施行後, 高額所得者には0.9%が加算された。
 6) メディケアパートAを指す。
 7) 連邦, 州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また, 連邦は6.0%の料率だが, 期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり, 州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって, 全米レベルで統一した料率はなく, 「3.22%」は事業主の取めた税額が賃金総額のうちのどれだけかを占めるかという数字をあらわしている。
 8) 週149~797ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。
 9) 医療保険料率は, 2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが, 特別措置として, 2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり, 労:8.2%, 使:7.3%の振り分けとなった。
 10) 37,032ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 11) 対全給与。
 12) 148,128ユーロ/年までの給与に対する割合。
 13) フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。